

論文式試験問題集 [刑事系科目第1問]

〔刑事系科目〕

〔第1問〕（配点：100）

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 暴力団組長である甲（35歳）は、同組幹部のA（30歳）が対立する暴力団に情報提供していることを知り、Aの殺害を決意した。

甲は、Aに睡眠薬を混入させた飲料を飲ませて眠らせた上、Aを車のトランク内に閉じ込め、ひとけのない山中の採石場で車ごと燃やしてAを殺害することとした。甲は、Aを殺害する時間帯の自己のアリバイを作っておくため、Aに睡眠薬を飲ませて車のトランク内に閉じ込めるところまでは甲自身が行うものの、採石場に車を運んでこれを燃やすことは、末端組員である乙（20歳）に指示して実行させようと計画した。ただし、甲は、乙が実行をちゅうちょしないよう、乙にはトランク内にAを閉じ込めていることは伝えないこととした。

- 2 甲は、上記計画を実行する当日夜、乙に電話をかけ、「後でお前の家に行くから待ってろ。」と指示した上、Aに電話をかけ、「ちょっと話があるから付き合え。」などと言ってAを呼び出した。甲は、古い自己所有の普通乗用自動車（以下「B車」という。）を運転してAとの待ち合わせ場所に向かったが、その少し手前のコンビニエンスストアに立ち寄り、カップ入りのホットコーヒー2杯を購入し、そのうちの1杯に、あらかじめ用意しておいた睡眠薬5錠分の粉末を混入させた。甲は、程なく待ち合わせ場所に到着し、そこで待っていたAに対し、「乗れ。」と言い、AをB車助手席に乗せた。甲は、B車を運転して出発し、走行中の車内で、上記睡眠薬入りコーヒーをAに差し出した。Aは、甲の意図に気付くことなくこれを飲み干し、その約30分後、昏睡状態に陥った。甲は、Aが昏睡したことを確認し、ひとけのない場所にB車を止め、車内でAの手足をロープで縛り、Aが自由に動けないようにした上、昏睡したままのAを助手席から引きずり出して抱え上げ、B車のトランク内に入れて閉じ込めた。なお、上記睡眠薬の1回分の通常使用量は1錠であり、5錠を一度に服用した場合、昏睡状態には陥るものの死亡する可能性はなく、甲も、上記睡眠薬入りコーヒーを飲んだだけでAが死亡することはないと思っていた。

- 3 その後、甲は、給油所でガソリン10リットルを購入し、B車の後部座席にそのガソリンを入れた容器を置いた上、B車を運転して乙宅に行った。甲は、乙に対し、「この車を廃車にしようと思うが、手続が面倒だから、お前と何度か行ったことがある採石場の駐車場に持って行ってガソリンをまいて燃やしてくれ。ガソリンはもう後部座席に積んである。」などと言い、トランク内にAを閉じ込めた状態であることを秘したまま、B車を燃やすよう指示した。乙は、組長である甲の指示であることから、これを引き受けた。甲が以前に乙が行ったことがある採石場（以下「本件採石場」という。）は、人里離れた山中にあり、夜間はひとけがなく、周囲に建物等もない場所であり、甲は、本件採石場の駐車場（以下「本件駐車場」という。）でB車を燃やしても、建物その他の物や人に火勢が及ぶおそれは全くないと認識していた。

- 4 甲が乙宅から帰宅した後、乙は、一人でB車を運転し、甲に指示された本件採石場に向かった。乙の運転開始から約1時間後、Aは、B車のトランク内で意識を取り戻し、「助けてくれ。出してくれ。」などと叫び出した。乙は、トランク内から人の声が聞こえたことから、道端にB車を止めてトランクを開けてみた。トランク内には、Aが手足をロープで縛られて横たわっており、「助けてくれ。出してくれ。」と言って乙に助けを求めてきた。乙は、この時点で、甲が自分に事情を告げずにB車を燃やすように仕向けてAを焼き殺すつもりだったのだと気付いた。乙は、Aを殺害することにちゅうちょしたが、組長である甲の指示であることや、乙自身、日頃、Aからいじめを受けてAに恨みを抱いていたことから、Aをトランク内に閉じ込めたままB車を燃やし、Aを焼き殺すことを決意した。乙は、Aが声を出さないようにAの口を車内にあったガムテープで塞いだ上、

トランクを閉じ、再びB車を運転して本件採石場に向かった。乙は、Aの口をガムテープで塞いだものの、鼻を塞いだわけではないので、それによってAが死亡するとは思っていなかった。

- 5 乙は、その後、山中の悪路を約1時間走行し、トランク内のAに気付いた地点から距離にして約20キロメートル離れた本件駐車場に到着した。Aは、その間に、睡眠薬の影響ではなく上記走行による車酔いによりおう吐し、ガムテープで口を塞がれていたため、その吐しゃ物が気管を塞ぎ、本件駐車場に到着する前に窒息死した。
- 6 本件駐車場は、南北に走る道路の西側に面する南北約20メートル、東西約10メートルの長方形の砂利の敷地であり、その周囲には岩ばかりの採石現場が広がっていた。本件採石場に建物はなく、当時夜間であったので、人もいなかった。乙は、上記南北に走る道路から本件駐車場に入ると、B車を本件駐車場の南西角にB車前方を西に向けて駐車した。本件駐車場には、以前甲と乙が数回訪れたときには駐車車両はなかったが、この日は、乙が駐車したB車の右側、すなわち北側約5メートルの地点に、荷台にベニヤ板が3枚積まれている無人の普通貨物自動車1台(C所有)がB車と並列に駐車されていた。また、その更に北側にも、順に約1メートルずつの間隔で、無人の普通乗用自動車1台(D所有)及び荷物が積まれていない無人の普通貨物自動車1台(E所有)がいずれも並列に駐車されていた。しかし、本件駐車場内にはその他の車両はなく、人もいなかった。当時の天候は、晴れで、北西に向かって毎秒約2メートルの風が吹いていた。また、B車の車内のシートは布製であり、後部座席には雑誌数冊と新聞紙が置いてあった。乙は、それら本件駐車場内外の状況、天候や車内の状況等を認識した上、「ここなら、誰にも気付かれずにB車を燃やすことができる。他の車に火が燃え移ることもないだろう。」と考え、その場でB車を燃やすこととした。乙は、トランク内のAがまだ生存していると思っており、トランクを開けて確認することなく、B車を燃やしてAを殺害することとした。乙は、B車後部座席に容器に入れて置いてあったガソリン10リットルをB車の車内及び外側のボディに満遍なくまき、B車の東方約5メートルの地点まで離れた上、丸めた新聞紙にライターで火をつけてこれをB車の方に投げ付けた。すると、その火は、乙がまいたガソリンに引火し、B車全体が炎に包まれてAの死体もろとも炎上した。その炎は、地上から約5メートルの高さに達し、時折、隣のC所有の普通貨物自動車の左側面にも届いたが、間もなく風向きが変わり、南東に向かって風が吹くようになったため、C所有の普通貨物自動車は、左側面が一部すすけたものの、燃え上がるには至らず、その他の2台の駐車車両は何らの被害も受けなかった。

論文式試験問題集 [刑事系科目第2問]

[刑事系科目]

[第2問] (配点：100)

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

- 1 平成25年2月1日午後10時、Wは、帰宅途中にH市内にあるH公園の南東側入口から同公園内に入った際、2名の男（以下、「男1」及び「男2」とする。）が同入口から約8メートル離れた地点にある街灯の下でVと対峙しているのを目撃した。Wは、何か良くないことが起こるのではないかと心配になり、男1、男2及びVを注視していたところ、男2が「やれ。」と言った直後に、男1が右手に所持していた包丁でVの胸を2回突き刺し、Vが胸に包丁が刺さったまま仰向けに倒れるのを目撃した。その後、Wは、男2が「逃げるぞ。」と叫ぶのを聞くとともに、男1及び男2が、Vを放置したまま、北西に逃げていくのを目撃した。

そこで、Wは、同日午後10時2分に持っていた携帯電話を使って110番通報し、前記目撃状況を説明したほか、「男1は身長約190センチメートル、痩せ型、20歳くらい、上下とも青色の着衣、長髪」、「男2は身長約170センチメートル、小太り、30歳くらい、上が白色の着衣、下が黒色の着衣、短髪」という男1及び男2の特徴も説明した。

この通報を受けて、H県警察本部所属の司法警察員が、同日午後10時8分、Vが倒れている現場に臨場し、Vの死亡を確認した。

また、H県警察本部所属の別の司法警察員は、H公園付近を管轄するH警察署の司法警察員に対し、H公園で殺人事件が発生したこと、Wから通報された前記目撃状況、男1及び男2の特徴を伝達するとともに、男1及び男2を発見するように指令を発した。

- 2 前記指令を受けた司法警察員P及びQの2名は、一緒に、男1及び男2を探索していたところ、同日午後10時20分、H公園から北西方向に約800メートル離れた路上において、「身長約190センチメートル、痩せ型、20歳くらい、上下とも青色の着衣、長髪の男」、「身長約170センチメートル、小太り、30歳くらい、上が白色の着衣、下が黒色の着衣、短髪の男」の2名が一緒に歩いているのを発見し、そのうち、身長約190センチメートルの男の上下の着衣及び靴に一見して血と分かる赤い液体が付着していることに気付いた。そのため、司法警察員Pらは、これら男2名を呼び止めて氏名等の人定事項を確認したところ、身長約190センチメートルの男が甲、身長約170センチメートルの男が乙であることが判明した。その後、司法警察員Pは、甲及び乙に対し、「なぜ甲の着衣と靴に血が付いているのか。」と質問した。

これに対し、甲は、何も答えなかった。

一方、乙は、司法警察員P及びQに対し、「甲の着衣と靴に血が付いているのは、20分前にH公園でVを殺したからだ。二日前に俺が、甲に対し、報酬を約束してVの殺害を頼んだ。そして、今日の午後10時に俺がVをH公園に誘い出した。その後、俺が『やれ。』と言ってVを殺すように指示すると、甲が包丁でVの胸を2回突き刺してVを殺した。その場から早く逃げようと思い、俺が甲に『逃げるぞ。』と呼び掛けて一緒に逃げた。俺は、甲がVを殺すのを見ていただけだが、俺にも責任があるのは間違いない。」などと述べた。

その後、同日午後10時30分、前記路上において、甲は、司法警察員Pにより、刑事訴訟法第212条第2項に基づき、乙と共謀の上、Vを殺害した事実で逮捕された【逮捕①】。また、その頃、同所において、乙は、司法警察員Qにより、同項に基づき、甲と共謀の上、Vを殺害した事実で逮捕された【逮捕②】。

その直後、乙は、司法警察員P及びQに対し、「今朝、甲に対し、メールでVを殺害することに対する報酬の金額を伝えた。」旨述べ、所持していた携帯電話を取り出し、同日午前9時に甲宛てに送信された「報酬だけど、100万円はどうだ。」と記載されたメールを示した。これを受けて、司法警察員Qは、乙に対し、この携帯電話を任意提出するように求めたところ、乙がこ

れに応じたため、この携帯電話を領置した。

- 3 他方、司法警察員Pは、甲の身体着衣について、前記路上において、逮捕に伴う捜索を実施しようとしたが、甲は暴れ始めた。ちょうどその頃、酒に酔った学生の集団が同所を通り掛かり、司法警察員P及び甲を取り囲んだ。そのため、1台の車が同所を通行できず、停車を余儀なくされた。

そこで、司法警察員Pは、同所における捜索を断念し、まず、甲を300メートル離れたI交番に連れて行き、同交番内において、逮捕に伴う捜索を実施することとした。司法警察員Pは、甲に対し、I交番に向かう旨告げたところ、甲は、おとなしくなり、これに応じた。

その後、司法警察員Pと甲は、I交番に向かって歩いていったところ、同日午後10時40分頃、前記路上から約200メートル離れた地点において、甲がつまずいて転倒した。その拍子に、甲のズボンのポケットから携帯電話が落ちたことから、甲は直ちに立ち上がり、その携帯電話を取ろうとして携帯電話に手を伸ばした。

一方、司法警察員Pも、甲のズボンのポケットから携帯電話が落ちたことに気付き、この携帯電話に乙から送信された前記報酬に関するメールが残っていると思い、この携帯電話を差し押さえる必要があると判断した。そこで、司法警察員Pは、携帯電話を差し押さえるため、携帯電話に手を伸ばしたところ、甲より先に携帯電話をつかむことができ、これを差し押さえた【差押え】。なお、この差押えの際、司法警察員Pが携帯電話の記録内容を確認することはなかった。

その後、司法警察員Pは、甲をI交番まで連れて行き、同所において、差し押さえた携帯電話の記録内容を確認したが、送信及び受信ともメールは存在しなかった。

- 4 甲及び乙は、同月2日にH地方検察庁検察官に送致され、同日中に勾留された。

その後、同月4日までの間、司法警察員Pが、差し押さえた甲の携帯電話の解析及び甲の自宅における捜索差押えを実施したところ、乙からの前記報酬に関するメールについては、差し押さえた甲の携帯電話ではなく、甲の自宅において差し押さえたパソコンに送信されていたことが判明した。

また、司法警察員Pは、同月5日午後10時、H公園において、Wを立会人とする実況見分を実施した。この実況見分は、Wが目撃した犯行状況及びWが犯行を目撃することが可能であったことを明らかにすることを目的とするものであり、司法警察員Pは、必要に応じてWに説明を求めるとともに、その状況を写真撮影した。

この実況見分において、Wは、目撃した犯行状況につき、「このように、犯人の一人が、被害者に対し、右手に持った包丁を胸に突き刺した。」と説明した。司法警察員Pは、この説明に基づいて司法警察員2名（犯人役1名、被害者役1名）をWが指示した甲とVが立っていた位置に立たせて犯行を再現させ、その状況を約1メートル離れた場所から写真撮影した。そして、後日、司法警察員Pは、この写真を貼付して説明内容を記載した別紙1を作成した【別紙1】。

また、Wは、同じく実況見分において、犯行を目撃することが可能であったことにつき、「私が犯行を目撃した時に立っていた場所はここです。」と説明してその位置を指示した上で、その位置において「このように、犯行状況については、私が目撃した時に立っていた位置から十分に見ることができます。」と説明した。この説明を受けて司法警察員Pは、Wが指示した目撃当時Wが立っていた位置に立ち、Wが指示した甲とVが立っていた位置において司法警察員2名が犯行を再現している状況を目撃することができるかどうか確認した。その結果、司法警察員Pが立っている位置から司法警察員2名が立っている位置までの間に視界を遮る障害物がなく、かつ、再現している司法警察員2名が街灯に照らされていたため、司法警察員Pは、司法警察員2名による再現状況を十分に確認することができた。そこで、司法警察員Pは、Wが指示した目撃当時Wが立っていた位置、すなわち、司法警察員2名が立っている位置から約8メートル離れた位置から、司法警察員2名による再現状況を写真撮影した。そして、後日、司法警察員Pは、この写真を貼付して説明内容を記載した別紙2を作成した【別紙2】。

司法警察員Pは、同月10日付けで【別紙1】及び【別紙2】を添付した実況見分調書を作成した【実況見分調書】。

- 5 甲及び乙は、勾留期間の延長を経て同月21日に殺人罪（甲及び乙の共同正犯）によりH地方裁判所に起訴された。なお、本件殺人につき、甲は一貫して黙秘し、乙は一貫して自白していたことなどを踏まえ、検察官Aは、甲を乙と分離して起訴した。

甲に対する殺人被告事件については、裁判員裁判の対象事件であったことから、H地方裁判所の決定により、公判前整理手続に付されたところ、同手続の中で、検察官Aは、【実況見分調書】につき、立証趣旨を「犯行状況及びWが犯行を目撃することが可能であったこと」として証拠調べの請求をした。これに対し、甲の弁護士Bは、これを不同意とした。

〔設問1〕 【逮捕①】及び【逮捕②】並びに【差押え】の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問2〕 【別紙1】及び【別紙2】が添付された【実況見分調書】の証拠能力について論じなさい。

# 実 況 見 分 調 書

平成25年2月10日

H警察署

司法警察員

P

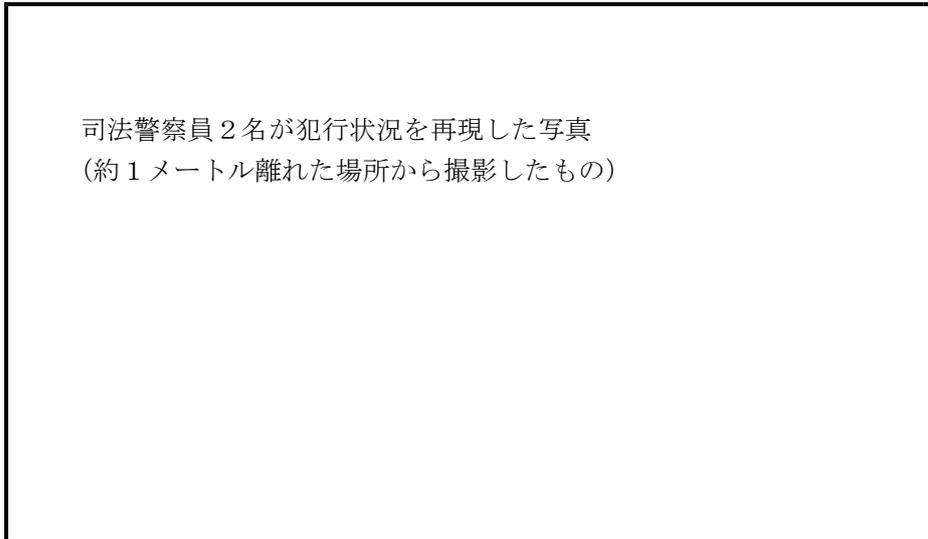
㊟

被疑者甲ほか1名に対する殺人被疑事件につき、本職は、下記のとおり実況見分をした。  
記

- 1 実況見分の日時  
平成25年2月5日午後10時から同日午後11時まで
- 2 実況見分の場所、身体又は物  
H公園
- 3 実況見分の目的
  - (1) Wが目撃した犯行状況を明らかにするため
  - (2) Wが犯行を目撃することが可能であったことを明らかにするため
- 4 実況見分の立会人  
W
- 5 実況見分の結果  
別紙1及び別紙2のとおり

以 上

【別紙1】



立会人(W)は、「このように、犯人の一人が、被害者に対し、右手に持った包丁を胸に突き刺した。」と説明した。

【別紙 2】

司法警察員 2 名が犯行状況を再現した写真  
(約 8 メートル離れた場所 [W が指示した位置] から撮影したもの)

立会人 (W) は、「私が犯行を目撃した時に立っていた場所はここです。」と指示し、その位置において「このように、犯行状況については、私が目撃した時に立っていた位置から十分に見ることができます。」と説明した。

本職も、W が指示した位置から司法警察員 2 名が犯行を再現している状況を目撃することができるか確認したところ、本職が立っている位置から司法警察員 2 名が立っている位置までの間に視界を遮る障害物がなく、かつ、再現している司法警察員 2 名が街灯に照らされていたため、司法警察員 2 名による再現状況を十分に確認することができた。

そこで、本職は、これらの状況を明らかにするため、W が指示した位置から司法警察員 2 名による再現状況を写真撮影した。